

石巻市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成24年6月6日

石巻市監査委員 柴山耕一

石巻市監査委員 矢川昌宏

石巻市監査委員 阿部欽一郎

- 1 監査対象部課等 企画部
秘書広報課
生活環境部
市民税課、資産税課、納税課、
渡波支所、稲井支所、荻浜支所、蛇田支所
- 2 監査期間 平成24年4月12日から平成24年5月31日まで
- 3 監査対象範囲 平成23年度一般事務及び財務に関する事務の執行
(平成24年2月29日現在)
- 4 監査場所 石巻市監査委員事務局及び現場
- 5 監査結果 平成23年度一般事務及び財務に関する事務の執行状況について、事務処理状況を試査したところ、一部の事務処理において別紙のとおり指摘する。
なお、指摘事項以外の軽微な事項については、別途指導した。

指 摘 事 項

法令に違反した事項、著しく妥当性を欠く事項又は著しく不経済、非効率な事項

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
生活環境部 納税課	契約事務	印刷請負契約において、収入印紙が貼付されていない請書（4件）を収受していた。今後は、印紙税法に基づき収入印紙が貼付されたものを収受すること。
	補助金交付事務	<p>石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付事務については、平成21年度に実施した定期監査において、「石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付事務において、次のとおり不適正な事務処理が見られたので、今後は当該補助金の必要性及び妥当性等を再検討するとともに、現在の規則等と現実の運用との間にかい離があるものであれば規則を見直すなど、関係法令の遵守に心掛け、補助金の交付の適正化に努められたい。」と指摘したところである。特に、指摘事項のうち個別事項の「キ」において、「石巻市納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定（交付申請の提出期限に関する規定（毎年4月30日まで））が遵守されていないかった。」と指摘し、その改善を求めたところ（参考文書1）、「次年度より規則に基づいた適切な事務処理を行うよう努めます。」との回答があったところである（参考文書2）。</p> <p>その後、平成22年度は、この回答のとおり改善されているが、平成23年度においては、市から納税貯蓄組合に対して、平成23年6月30日まで納付事務補助金交付申請書を提出するよう通知している。</p> <p>平成23年度の納税貯蓄組合納付事務補助金の交付事務については、東日本大震災による被災直後でもあり、事務が通常よりも遅延することは理解できるが、実際になされた事務処理を見てみると、次のように、極めて不適切な処理がなされている。</p> <p>1 石巻市納税貯蓄組合補助金の交付等に関する規則第6条第1項第2号の規定による補助金交付申請書の提出期限について、課長決裁により4月30日を</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>6月30日としていた。</p> <p>石巻市事務決裁規程では、第3条の「決裁の原則」において、すべての事務は、市長の決裁を経て処理しなければならないと規定しており、同条ただし書きにおいて、第4条に規定する「専決事項」についてはこの限りではないとしている。</p> <p>また、第6条の「専決の制限」において、第4条の専決事項であっても、事務の内容によっては専決することができないとしている。これらのことから、事務決裁規程に明確に規定されていない事務については、専決権は慎重に行使されなければならない。</p> <p>本件のように、規則によって定められた補助金交付申請書の提出期限を特例として延長しようとする場合は、市長等の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 各納税貯蓄組合長に対する「平成23年度石巻市納税貯蓄組合納付事務補助金交付申請書について」の通知に関する発議書において、起案年月日が平成23年5月9日となっており規則に定める期限を過ぎてから処理されている。</p> <p>3 納付事務補助金交付申請書の提出期限を4月30日から6月30日に延期する理由が全く記載されていない。</p> <p>以上のように、東日本大震災の被災直後の事務処理とは言え、平成21年度になされた定期監査の結果等から判断しても「極めて不適切な事務処理である」と指摘せざるを得ない。</p> <p>今後の事務処理においては、このような文書でも情報公開の対象となり市民の目に触れる可能性も否定できない状況を理解し、細心の注意を払って事務処理に当たるよう望むところである。</p>

対象部課	不適正事項	
	項目	内容
		<p>参考文書</p> <p>1 平成21年12月1日付け石監第27号石巻市長 あて石巻市監査委員提出「監査の結果に関する報告 について」</p> <p>2 平成21年12月14日付け石総第319号石巻 市監査委員あて石巻市長通知「監査結果に係る措置 について」</p>

指 摘 事 項

平成21年度の定期監査において、指導をしたにもかかわらず改善が見られない事項

対象部課	不 適 正 事 項	
	項 目	内 容
生活環境部 市民税課	各種申告（申請） 年月日	入湯税納入申告書、たばこ税の申告書、法人市民税減免申請書において、申告（申請）年月日の記載がないまま収受しているものが見受けられたので、記載するよう指導すること。